



## 令和7年度

# 「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」助成 応募要項

### 1. 趣 旨

数年前から顕著となってきている物価高騰の波は、令和7年度に入っても収まるところを見せず、食料品や光熱水費の値上がりにもなう経済的困窮や、周りの人に頼れず孤独・孤立などの困難な状況におかれる人々に対する緊急的な支援が求められています。

このような状況においては、地域の人々が互いに支え合い、生活の質を高めるための支援事業や、さまざまな社会資源が連携、協働しながら、支援の手が届きにくい人たちを支える事業を行うことが必要との認識に基づき、社会福祉法人中央共同募金会では、活動を通じた人と人をつなぐ支え合いにより、孤独・孤立の状態を解消し、物価高により被った生きづらさを抱える人たちを支える活動に助成する制度を設けました。

和歌山県共同募金会は、中央共同募金会から本助成制度による助成を受け、県内の団体（下記、応募の対象となる団体）が実施する事業に助成します。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

### 3. 助成事業の対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

### 4. 応募の対象となる団体

- ・ 県内に所在（活動）する社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体、NPO等の非営利団体（法人格の有無は問いません）。
- ・ 団体としての活動実績が1年以上ある団体であること
- ・ 団体名義の振込口座を持っていること
- ・ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※1 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※1 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

## 5. 助成の対象となる活動

「物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人たちを支援する活動」を対象とします。

(想定する事業例)

- 1) 孤独・孤立状態を解消し、物価高騰のなかにあっても、支え合いにより生活の質を高めることをめざす事業
  - ・物価高騰の影響などにより困窮し、行動範囲が狭まったり、周りの人に頼れなかったりすることで孤立する人々に対し、社会参加の機会や居場所の提供を行う事業
  - ・世代を超えたメンバーが、それぞれ役割を持ちながら、食事を通じて一緒に時間を過ごすような食支援事業
  - ・参加メンバーそれぞれが役割を持つことの喜びが生きる希望につながるような、体験型イベントの開催や、コロナ禍で途切れた地域のイベントの再興などの事業
  - ・オンラインを用いて、孤独・孤立の状態に陥りやすい層がつながり合える機会を提供する事業
- 2) 支援の手が届きにくかった人たちに対するアプローチや、様々な社会資源との連携、協働による支援体制の構築に向けた事業
  - ・困窮している住民を把握するためのアプローチやつながりのきっかけづくりのための事業
  - ・これまで支援の手が届きにくかった人たちを対象とした場づくりや相談支援事業
  - ・他分野、多職種が地域で連携して支援対象に対する見守りや支援体制を構築する事業
- 3) 物価高騰により大きな影響が及ぶ人たちの暮らしを支える事業
  - ・生活相談に訪れた住民に対して支援を継続するための物資の配布や支援等の事業
  - ・ガソリン代などの燃料費高騰にともなう「移動のしづらさ」対策のための送迎や移動に係る支援事業、光熱費高騰にともなう冷暖房対策のための居場所支援事業
  - ・何らかの支援活動を伴いながら、食費高騰により食生活、栄養に偏りが生じている状態を是正するための食支援事業

### 助成金対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします。（ただし、事業にかかる人件費、謝金は対象外です。）

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品等）
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

※なお、審査において適正な金額と認められない場合、減額または対象外となる場合があります。

## 助成金対象外経費となるもの

- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせ、物資の配布等をきっかけに、支援の届きにくい人たちを支えることを目的とした事業の経費であれば対象となります）
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・事業にかかる人件費、謝金
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・費用の積算内訳が不明確であるもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアに対する謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間（2025年4月～2026年3月）外の活動に関する経費

## 6. 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの助成金額は10万円以上とし、上限額は50万円とします。（申請額は万円単位）
- ・助成総額は180万円です。（中央共同募金会から和歌山県共同募金会への助成総額）

## 7. 助成の決定

- ・本会において応募内容を確認、審査の上、決定します。
- ・審査の結果、不採択の場合、もしくは、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

## 8. 応募方法・結果通知

### (1) 応募期間・応募方法

応募締切日までに、応募書及び必要書類を県共同募金会に提出してください。

応募締切日 **2025年8月29日（金）**

### (2) 提出書類

- ・応募書①
- ・応募書②
- ・定款もしくは会則 ※
- ・役員名簿
- ・2024年度の事業報告書
- ・2024年度の決算書 ※

※(注意)社会福祉法人は定款及び決算書を「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じて、一般公開しているため、これらの提出は不要とします。

- ・実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料(チラシ、ホームページなど)

### **(3) 結果の公表・助成金の送金**

助成決定・公表は9月下旬、助成金の送金は10月末を予定しています。

## **9. 助成決定後のお願い**

### **(1) 活動内容の紹介**

多くの人たちから寄せられた募金を原資としていますので、『「赤い羽根・物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン」の助成により活動しています。』と団体のホームページやSNSなどで今回の助成金での取り組みについて発信してください。

### **(2) 事業報告、決算報告書の提出**

助成金による活動が終わったら、1か月以内に完了報告書を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。

なお、報告内容が認められない場合は、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

助成決定した内容から変更が出てきた際は、ご相談ください。

## **10. 中央共同募金会への情報提供について**

本助成に応募いただいた内容について、中央共同募金会と共有させていただく場合があることをご了承ください。

## **11. 応募・問い合わせ先**

本助成金についてご不明の点などがありましたら、下記までにお問い合わせください。

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7階

電話 073-435-5231

Eメール info@akaihane-wakayama.or.jp

社会福祉法人 和歌山県共同募金会 担当 大谷宛